ついてはこの限りではない。）で市町村立の中学校に係るものの当該年度における元利償還金（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AJ_n　義務教育諸学校施設費国庫負担法第3条第1項（第3号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成12年度から平成29年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、平成12年度から平成14年度までの各年度及び平成16年度から平成29年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びにAEにおいて別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）の額に相当する額（平成12年度において発行を許可されたもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限る。）（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AK_{12}＝0.0379

AK_{13}＝0.0383

AK_{14}＝0.0351

AK_{15}＝0.0454

AK_{16}＝0.0498

AK_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0336

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0506

AK_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0335

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0486

AK_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0337

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0489

AK_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.0383

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0442

ついてはこの限りではない。）で市町村立の中学校に係るものの当該年度における元利償還金（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AH_n　義務教育諸学校施設費国庫負担法第3条第1項（第3号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成12年度から平成28年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、平成12年度から平成14年度までの各年度及び平成16年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びにACにおいて別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）の額に相当する額（平成12年度において発行を許可されたもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限る。）（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AI_{12}＝0.0379

AI_{13}＝0.0383

AI_{14}＝0.0351

AI_{15}＝0.0456

AI_{16}＝0.0503

AI_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0337

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0508

AI_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0336

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0487

AI_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0379

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0515

AI_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.0386

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0445